

番号法別表第2

別表第二(第十九条、第二十一条関係)

(平二五法五四・平二五法六三・平二五法九〇・平二五法一〇四・平二五法一〇六・平二六法二八・平二六法四七・平二六法五〇・平二四法六七(平二五法二八・平二五法六三・平二五法一〇六・平二六法四七・平二六法五〇)・平二六法八三・平二七法六五・平二八法四七・平二八法六三・平二九法九・平二九法二五・一部改正)

| 情報照会者 | 事務 | 情報提供者 | 特定個人情報 |
|----------|--|---|---|
| 一 厚生労働大臣 | 健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの | 医療保険者(医療保険各法(健康保険法、船員保険法、私立学校教職員共済法、国家公務員健康保険法又は地方公務員等共済組合法をいう。以下同じ。)により医療に関する給付の支給を行う全国健康保険協会、健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団、共済組合、市町村長又は国民健康保険組合をいう。以下同じ。)又は後期高齢者医療広域連合 | 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの |
| | | 市町村長 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に |

| | | | |
|-------------------|--|--|---|
| | | | <p>関する情報(以下「地方税関係情報」という。)、住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)又は介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの</p> |
| | | <p>厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等</p> | <p>国民年金法、私立学校教職員共済法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「年金給付関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの</p> |
| <p>二 全国健康保険協会</p> | <p>健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> | <p>医療保険者又は後期高齢者医療広域連合</p> | <p>医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの</p> |
| | | <p>健康保険法第五十条又は第二百二十八条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者</p> | <p>健康保険法第五十五条又は第二百二十八条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの</p> |
| | | <p>市町村長</p> | <p>地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係</p> |

| | | | |
|----------|--|--------------------------------------|--|
| | | | 情報であって主務省令で定めるもの |
| | | 厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等 | 年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 三 健康保険組合 | 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 医療保険者又は後期高齢者医療広域連合 | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの |
| | | 健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付を行うこととされている者 | 健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付に関する情報であって主務省令で定めるもの |
| | | 市町村長 | 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの |
| | | 厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等 | 年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 四 厚生労働大臣 | 船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの | 医療保険者又は後期高齢者医療広域連合 | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの |
| | | 市町村長 | 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの |
| | | 厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等 | 年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 五 全国健康 | 船員保険法による保険給付 | 医療保険者又は後 | 医療保険給付関係情報であって |

| | | | |
|------------|--|--|---|
| 保険協会 | の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの | 期高齢者医療広域連合 | て主務省令で定めるもの |
| | | 船員保険法第三十条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者 | 船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの |
| | | 厚生労働大臣 | 労働者災害補償保険法による給付の支給に関する情報(以下「労働者災害補償関係情報」という。)であつて主務省令で定めるもの |
| 六 全国健康保険協会 | 船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの |
| | | 厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等 | 年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの |
| 七 厚生労働大臣 | 労働者災害補償保険法による保険給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの | 国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者 | 国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの |
| 八 都道府県知事 | 児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入 | 市町村長 | 児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障 |

| | | | |
|----------|--|--|--|
| | 所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | | 害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報(以下「障害者自立支援給付関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの |
| 九 都道府県知事 | 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者 | 児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの |
| | | 都道府県知事等 | 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの |
| | | 市町村長 | 地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの |
| | | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの |
| 十 市町村長 | 児童福祉法による障害児通 | 都道府県知事 | 児童福祉法による障害児入所 |

| | | | |
|---------|---|--|---|
| | 所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの | | 支援に関する情報又は身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報(以下「障害者関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの |
| | | 都道府県知事等 | 生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 十一 市町村長 | 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの | 市町村長 | 児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 十二 市町村長 | 児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者 | 児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの |
| | | 特別児童扶養手当等の支給に関する | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令によ |

| | | | |
|-------------|---|--|---|
| | | 法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者 | る給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの |
| 十三 市町村長 | 児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務であって主務省令で定めるもの | 都道府県知事等 | 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの |
| 十四 都道府県知事 | 児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 都道府県知事 | 児童福祉法による障害児入所支援に関する情報又は障害者関係情報であって主務省令で定めるもの |
| | | 都道府県知事等 | 生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 十五 都道府県知事 | 児童福祉法による障害児入所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者 | 児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの |
| | | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの |
| 十六 都道府県知事又は | 児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関 | 市町村長 | 児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関 |

| | | | |
|-------------------|-------------------------------------|----------------|---|
| 市町村長 | する事務であって主務省令で定めるもの | | 係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの |
| | | 都道府県知事 | 児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置(同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。)に関する情報又は障害者関係情報であって主務省令で定めるもの |
| | | 都道府県知事等 | 児童福祉法による母子生活支援施設における保護の実施に関する情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって主務省令で定めるもの |
| | | 厚生労働大臣又は日本年金機構 | 国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの |
| | | 厚生労働大臣又は都道府県知事 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報(以下「特別児童扶養手当関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの |
| 十六の二 都道府県知事又は市町村長 | 予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの | 都道府県知事又は市町村長 | 予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの |
| 十七 市町村 | 予防接種法による給付(同 | 医療保険者その他 | 医療保険各法その他の法令に |

| | | | |
|------------|---|---|---|
| 長 | 法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者 | よる医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの |
| 十八 市町村長 | 予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 十九 市町村長 | 予防接種法による給付(同法第十五条第一項の障害に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者について支給される手当を支給することとされている者 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの |
| 二十 市町村長 | 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの | 都道府県知事 | 障害者関係情報であって主務省令で定めるもの |
| | | 都道府県知事等 | 生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって主務省令で定めるもの |
| | | 市町村長 | 住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 二十一 厚生労働大臣 | 身体障害者福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの | 都道府県知事等 | 生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって主務省令で定めるもの |
| | | 市町村長 | 住民票関係情報であって主務省令で定めるもの |

| | | | |
|-------------|--|--|--|
| 二十二 都道府県知事 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定めるもの | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの |
| 二十三 都道府県知事 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 二十四 都道府県知事 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの | 都道府県知事等 | 生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 二十五 都道府県知事 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの | 厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合 | 年金給付関係情報又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付若しくは特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの |
| 二十六 都道府県知事等 | 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの | 医療保険者又は後期高齢者医療広域連合 | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの |

| | | | |
|--|------------------|---------------|--|
| | <p>務省令で定めるもの</p> | <p>厚生労働大臣</p> | <p>労働者災害補償関係情報、戦傷病者戦没者遺族等援護法による援護に関する情報(以下「戦傷病者戦没者遺族等援護関係情報」という。)、雇用保険法による給付の支給に関する情報(以下「失業等給付関係情報」という。)、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する情報、石綿による健康被害の救済に関する法律による特別遺族給付金の支給に関する情報(以下「石綿健康被害救済給付等関係情報」という。)又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する情報(以下「職業訓練受講給付金関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの</p> |
| | | <p>都道府県知事</p> | <p>災害救助法による救助若しくは扶助金の支給、児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給若しくは母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報、障害者自立支援給付関係情報又は難病の患者に対</p> |

| | | |
|--|---------|---|
| | | する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの |
| | 都道府県知事等 | 生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの |
| | 市町村長 | 地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの |
| | 社会福祉協議会 | 社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの |

| | | |
|--|--------------------------------------|--|
| | 厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合 | 年金給付関係情報又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付若しくは特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの |
| | 文部科学大臣又は都道府県教育委員会 | 特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報であって主務省令で定めるもの |
| | 都道府県教育委員会又は市町村教育委員会 | 学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって主務省令で定めるもの |
| | 厚生労働大臣又は都道府県知事 | 特別児童扶養手当関係情報又は雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの |
| | 地方公務員災害補償基金 | 地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報(以下「地方公務員災害補償関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの |
| | 厚生労働大臣又は | 中国残留邦人等の円滑な帰国 |

| | | | |
|------------|--|-------------------------|--|
| | | 都道府県知事等 | の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金若しくは一時帰国旅費の支給に関する情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって主務省令で定めるもの |
| | | 都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長 | 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による手当等の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの |
| 二十七 市町村長 | 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの | 医療保険者又は後期高齢者医療広域連合 | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの |
| | | 都道府県知事 | 障害者関係情報であって主務省令で定めるもの |
| | | 都道府県知事等 | 生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの |
| | | 市町村長 | 地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの |
| | | 厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等 | 年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの |
| | | 厚生労働大臣 | 失業等給付関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 二十八 都道府県知事 | 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方 | 都道府県知事 | 障害者関係情報であって主務省令で定めるもの |
| | | 都道府県知事等 | 生活保護関係情報であって主 |

| | | | |
|-------------------|--|-------------------------|---|
| | 税の賦課徴収に関する事務 であって主務省令で定めるもの | | 務省令で定めるもの |
| | | 市町村長 | 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 二十九 厚生労働大臣又は共済組合等 | 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 三十 社会福祉協議会 | 社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの | 医療保険者又は後期高齢者医療広域連合 | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの |
| | | 厚生労働大臣 | 労働者災害補償関係情報、戦傷病者戦没者遺族等援護関係情報、失業等給付関係情報、石綿健康被害救済給付等関係情報又は職業訓練受講給付金関係情報であって主務省令で定めるもの |
| | | 都道府県知事等 | 生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの |
| | | 厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等 | 年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの |
| | | 都道府県知事 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報であって主務省令で定めるもの |

| | | | |
|--|---|---|---|
| | | 厚生労働大臣又は都道府県知事 | 特別児童扶養手当関係情報であって主務省令で定めるもの |
| | | 市町村長 | 住民票関係情報、児童手当関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 三十一 公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長 | 公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの | 都道府県知事 | 障害者関係情報であって主務省令で定めるもの |
| | | 都道府県知事等 | 生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの |
| | | 市町村長 | 地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 三十二 厚生労働大臣 | 戦傷病者戦没者遺族等援護法による障害年金、遺族年金又は遺族給与金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合 | 年金給付関係情報又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの |
| 三十三 日本私立学校振興・共済事業団 | 私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 医療保険者又は後期高齢者医療広域連合 | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの |
| | | 私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十条第一項に規定する他の法律に規定する他の法 | 私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十条第一項に規定する他の法律による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの |

| | | | |
|--------------------------------|---|-------------------------|---|
| | | 令による給付の支給を行うこととされている者 | |
| | | 市町村長 | 介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 三十四 日本 私立学校振 興・共済事業 団 | 私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの |
| | | 厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等 | 年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの |
| | | 厚生労働大臣 | 失業等給付関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 三十五 厚生 労働大臣又 は共済組合 等 | 厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 全国健康保険協会 | 船員保険法による保険給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの |
| | | 厚生労働大臣 | 労働者災害補償関係情報又は戦傷病者戦没者遺族等援護法による年金である給付若しくは雇用保険法による基本手当若しくは高年齢雇用継続基本給付金の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの |
| | | 市町村長 | 地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの |
| | | 厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等 | 年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの |
| | | 地方公務員災害補償基金 | 地方公務員災害補償関係情報であって主務省令で定めるもの |

| | | | |
|---|--|--|--|
| | | | の |
| 三十六 削除 | | | |
| 三十七 文部 科学大臣又 は都道府県 教育委員会 | 特別支援学校への就学奨励 に関する法律による特別支 援学校への就学のため必要 な経費の支弁に関する事務 であって主務省令で定める もの | 都道府県知事等 | 生活保護関係情報であって主 務省令で定めるもの |
| | | 市町村長 | 地方税関係情報又は住民票関 係情報であって主務省令で定 めるもの |
| 三十八 都道 府県教育委 員会又は市 町村教育委 員会 | 学校保健安全法による医療 に要する費用についての援 助に関する事務であって主 務省令で定めるもの | 都道府県知事等 | 生活保護関係情報であって主 務省令で定めるもの |
| | | 市町村長 | 地方税関係情報又は住民票関 係情報であって主務省令で定 めるもの |
| 三十九 国家 公務員共済 組合 | 国家公務員共済組合法によ る短期給付の支給に関する 事務であって主務省令で定 めるもの | 医療保険者又は後 期高齢者医療広域 連合 | 医療保険給付関係情報であつ て主務省令で定めるもの |
| | | 市町村長 | 地方税関係情報、住民票関係 情報又は介護保険給付等関係 情報であって主務省令で定め るもの |
| | | 厚生労働大臣若し しくは日本年金機構 又は共済組合等 | 年金給付関係情報であって主 務省令で定めるもの |
| | | 国家公務員共済組 合法第六十条第一 項に規定する他の 法令による給付の 支給を行うことと されている者 | 国家公務員共済組合法第六十 条第一項に規定する他の法令 による給付の支給に関する情 報であって主務省令で定める もの |
| | | 厚生労働大臣 | 失業等給付関係情報であって 主務省令で定めるもの |

| | | | |
|--------------------|---|--|--|
| 四十 国家公務員共済組合連合会 | 国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの |
| | | 厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等 | 年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 四十一 国家公務員共済組合連合会 | 国家公務員共済組合法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 厚生労働大臣 | 失業等給付関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 四十二 市町村長又は国民健康保険組合 | 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの | 医療保険者又は後期高齢者医療広域連合 | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの |
| | | 市町村長 | 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 四十三 市町村長又は国民健康保険組合 | 国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者 | 国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの |
| 四十四 市町村長 | 国民健康保険法による保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの | 厚生労働大臣 | 失業等給付関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 四十五 市町村長 | 国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの | 厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等 | 年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの |

| | | | |
|---|--|-------------------------|---|
| <p>四十六 厚生 労働大臣又 は共済組合 等</p> | <p>国民健康保険法による特別 徴収の方法による保険料の 徴収又は納入に関する事務 であって主務省令で定める もの</p> | <p>市町村長</p> | <p>国民健康保険法第七十六条の 四において準用する介護保険 法第一百三十六条第一項(同法 第一百四十条第三項において準 用する場合を含む。)、第三百 三十八条第一項又は第一百四十一 条第一項の規定により通知す ることとされている事項に関 する情報であって主務省令で 定めるもの</p> |
| <p>四十七 厚生 労働大臣</p> | <p>国民年金法による年金であ る給付若しくは一時金の支 給又は保険料の免除に関す る事務であって主務省令で 定めるもの</p> | <p>全国健康保険協会</p> | <p>船員保険法による保険給付の 支給に関する情報であって主 務省令で定めるもの</p> |
| | | <p>厚生労働大臣</p> | <p>労働者災害補償関係情報又は 戦傷病者戦没者遺族等援護法 による年金である給付の支給 に関する情報であって主務省 令で定めるもの</p> |
| | | <p>共済組合等</p> | <p>年金給付関係情報であって主 務省令で定めるもの</p> |
| | | <p>都道府県知事等</p> | <p>児童扶養手当関係情報であ って主務省令で定めるもの</p> |
| | | <p>地方公務員災害補 償基金</p> | <p>地方公務員災害補償関係情報 であって主務省令で定めるも の</p> |
| <p>四十八 厚生 労働大臣</p> | <p>国民年金法による年金であ る給付若しくは一時金の支 給、保険料の納付に関する 処分又は保険料その他徴収 金の徴収に関する事務であ って主務省令で定めるもの</p> | <p>市町村長</p> | <p>地方税関係情報又は住民票関 係情報であって主務省令で定 めるもの</p> |

| | | | |
|-----------------------|---|--------------------|---|
| 四十九 厚生 労働大臣 | 国民年金法による国民年金 原簿の記録又は保険料の納 付委託に関する事務であっ て主務省令で定めるもの | 国民年金基金連合 会 | 国民年金基金の加入員に関す る情報であって主務省令で定 めるもの |
| 五十 厚生労 働大臣 | 国民年金法による保険料の 免除又は保険料の納付に関 する処分に関する事務であ って主務省令で定めるもの | 都道府県知事等 | 生活保護関係情報であって主 務省令で定めるもの |
| | | 市町村長 | 国民年金法第八十九条第一項 第三号の施設に入所する者に 関する情報であって主務省令 で定めるもの |
| | | 厚生労働大臣 | 失業等給付関係情報であって 主務省令で定めるもの |
| 五十一 国民 年金基金 | 国民年金法による年金であ る給付又は一時金の支給に 関する事務であって主務省 令で定めるもの | 厚生労働大臣又は 日本年金機構 | 年金給付関係情報であって主 務省令で定めるもの |
| | | 独立行政法人農業 者年金基金 | 独立行政法人農業者年金基金 法による農業者年金の被保険 者に関する情報であって主務 省令で定めるもの |
| 五十二 国民 年金基金連 合会 | 国民年金法による年金であ る給付又は一時金の支給に 関する事務であって主務省 令で定めるもの | 厚生労働大臣又は 日本年金機構 | 年金給付関係情報であって主 務省令で定めるもの |
| 五十三 市町 村長 | 知的障害者福祉法による障 害福祉サービス、障害者支 援施設等への入所等の措置 又は費用の徴収に関する事 務であって主務省令で定め るもの | 都道府県知事 | 障害者関係情報であって主務 省令で定めるもの |
| | | 都道府県知事等 | 生活保護関係情報又は中国残 留邦人等支援給付等関係情報 であって主務省令で定めるも の |
| | | 市町村長 | 住民票関係情報又は障害者自 立支援給付関係情報であって 主務省令で定めるもの |

| | | | |
|--|--|---------|--|
| 五十四 住宅 地区改良法 第二条第二 項に規定す る施行者で ある都道府 県知事又は 市町村長 | 住宅地区改良法による改良 | 都道府県知事 | 障害者関係情報であって主務 省令で定めるもの |
| | 住宅の管理若しくは家賃若 しくは敷金の決定若しくは | 都道府県知事等 | 生活保護関係情報であって主 務省令で定めるもの |
| | 変更又は収入超過者に対す る措置に関する事務であつ て主務省令で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報又は住民票関 係情報であって主務省令で定 めるもの |
| 五十五 厚生 労働大臣 | 障害者の雇用の促進等に関 する法律による職業紹介 等、障害者職業センターの 設置及び運営、納付金関係 業務若しくは納付金関係業 務に相当する業務の実施、 在宅就業障害者特例調整金 若しくは報奨金等の支給又 は登録に関する事務であつ て主務省令で定めるもの | 都道府県知事 | 障害者関係情報であって主務 省令で定めるもの |
| 五十六 厚生 労働大臣 | 障害者の雇用の促進等に関 する法律による納付金関係 業務又は納付金関係業務に 相当する業務の実施に関す る事務であって主務省令で 定めるもの | 厚生労働大臣 | 失業等給付関係情報であって 主務省令で定めるもの |
| 五十六の二 市町村長 | 災害対策基本法による被災 者台帳の作成に関する事務 であって主務省令で定める もの | 都道府県知事 | 災害救助法による救助若しく は児童福祉法による障害児入 所支援、小児慢性特定疾病医 療費の支給若しくは措置(同 法第二十七条第一項第三号又 は第二項の措置をいう。)に関 する情報、障害者関係情報又 |

| | | | |
|-------------|---|----------------|---|
| | | | は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置若しくは難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの |
| | | 市町村長 | 児童福祉法による障害児通所支援若しくは母子保健法による妊娠の届出に関する情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの |
| | | 厚生労働大臣又は都道府県知事 | 特別児童扶養手当関係情報であって主務省令で定めるもの |
| | | 都道府県知事等 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの |
| | | 都道府県知事又は市町村長 | 障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 五十七 都道府県知事等 | 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 都道府県知事 | 児童福祉法による障害児入所支援、措置(同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又は第二十七条の二第一項の措置をいう。)若しくは日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施に関する情 |

| | | | |
|-----------------------|---|---|--|
| | | | 報又は障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの |
| | | 市町村長 | 地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報であつて主務省令で定めるもの |
| | | 児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給を行うこととされている者 | 児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付に関する情報であつて主務省令で定めるもの |
| | | 厚生労働大臣又は都道府県知事 | 特別児童扶養手当関係情報であつて主務省令で定めるもの |
| 五十八 地方 公務員共済 組合 | 地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの | 医療保険者又は後期高齢者医療広域連合 | 医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの |
| | | 市町村長 | 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの |
| | | 厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等 | 年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの |
| | | 地方公務員等共済組合法第六十二条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこと | 地方公務員等共済組合法第六十二条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの |

| | | | |
|-------------------------------|--|---|--|
| | | ととされている者 | |
| | | 地方公務員災害補償基金 | 地方公務員災害補償関係情報であって主務省令で定めるもの |
| | | 厚生労働大臣 | 失業等給付関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 五十九 地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会 | 地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 市町村長 厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等 | 地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの 年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 六十 地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会 | 地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 地方公務員災害補償基金 厚生労働大臣 | 地方公務員災害補償関係情報であって主務省令で定めるもの 失業等給付関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 六十一 市町村長 | 老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの | 都道府県知事等 市町村長 | 生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 六十二 市町村長 | 老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの | 医療保険者又は後期高齢者医療広域連合 厚生労働大臣 都道府県知事等 | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの 労働者災害補償関係情報又は失業等給付関係情報であって主務省令で定めるもの 生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの |

| | | | |
|------------------|--|-------------------------|---|
| | | | 務省令で定めるもの |
| | | 市町村長 | 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの |
| | | 厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等 | 年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 六十三 都道府県知事 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 六十四 都道府県知事又は市町村長 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの | 都道府県知事等 | 生活保護関係情報又は児童扶養手当関係情報であって主務省令で定めるもの |
| | | 市町村長 | 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 六十五 都道府県知事等 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの |
| | | 都道府県知事等 | 児童扶養手当関係情報であって主務省令で定めるもの |
| | | 厚生労働大臣 | 雇用保険法による教育訓練給付金の支給に関する情報又は職業訓練受講給付金関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 六十六 厚生労働大臣又は都道府県 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する | 市町村長 | 地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの |

| | | | |
|------------------|---|-------------------------|---|
| 知事 | 事務であって主務省令で定めるもの | 厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等 | 年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 六十七 都道府県知事等 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 六十八 都道府県知事等 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等 | 年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 六十九 都道府県知事等 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別障害者手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長 | 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの |
| 七十 市町村長 | 母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの | 都道府県知事等 | 生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって主務省令で定めるもの |
| | | 市町村長 | 地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 七十一 厚生労働大臣又は都道府県 | 雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの |

| 知事 | もの | | |
|--|--|--------------------------------------|--|
| 七十二 地方 公務員災害 補償基金 | 地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務であって主務省令で定めるもの | 国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者 | 国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの |
| 七十三 石炭 鉱業年金基 金 | 石炭鉱業年金基金法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 厚生労働大臣又は日本年金機構 | 年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 七十四 市町 村長(児童手 当法第十七 条第一項の 表の下欄に 掲げる者を 含む。) | 児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 七十五 市町 村長 | 児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等 | 年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 七十六 厚生 労働大臣 | 雇用保険法による失業等給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等 | 年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 七十七 厚生 労働大臣 | 雇用保険法による未支給の失業等給付又は介護休業給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 市町村長 | 住民票関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 七十八 厚生 労働大臣 | 雇用保険法による傷病手当の支給に関する事務であつ | 雇用保険法第三十七 条第八項に規定 | 雇用保険法第三十七条第八項に規定する他の法令による給 |

| | | | |
|-------------------------|--|--|--|
| | て主務省令で定めるもの | する他の法令によ る給付の支給を行 うこととされてい る者 | 付の支給に関する情報であつ て主務省令で定めるもの |
| 七十九 厚生 労働大臣 | 雇用保険法による雇用安定 事業又は能力開発事業の実 施に関する事務であつて主 務省令で定めるもの | 都道府県知事 | 障害者関係情報であつて主務 省令で定めるもの |
| | | 厚生労働大臣 | 失業等給付関係情報であつて 主務省令で定めるもの |
| 八十 後期高 齢者医療広 域連合 | 高齢者の医療の確保に関す る法律による後期高齢者医 療給付の支給又は保険料の 徴収に関する事務であつて 主務省令で定めるもの | 医療保険者又は後 期高齢者医療広域 連合 | 医療保険給付関係情報であつ て主務省令で定めるもの |
| | | 市町村長 | 地方税関係情報、住民票関係 情報又は介護保険給付等関係 情報であつて主務省令で定め るもの |
| 八十一 後期 高齢者医療 広域連合 | 高齢者の医療の確保に関す る法律による後期高齢者医 療給付の支給に関する事務 であつて主務省令で定める もの | 厚生労働大臣若し くは日本年金機構 又は共済組合等 | 年金給付関係情報であつて主 務省令で定めるもの |
| | | 高齢者の医療の確 保に関する法律第 五十七條第一項に する他の法令によ る給付の支給 を行うこととされ ている者 | 高齢者の医療の確保に関する 法律第五十七條第一項に規定 する他の法令による給付の支 給に関する情報であつて主務 省令で定めるもの |
| 八十二 市町 村長 | 高齢者の医療の確保に関す る法律による保険料の徴収 に関する事務であつて主務 省令で定めるもの | 厚生労働大臣若し くは日本年金機構 又は共済組合等 | 年金給付関係情報であつて主 務省令で定めるもの |
| | | 後期高齢者医療広 域連合 | 高齢者の医療の確保に関する 法律による保険料の徴収に関 する情報であつて主務省令で |

| | | | 定めるもの |
|-------------------------------|---|---|--|
| 八十三 厚生 労働大臣又 は共済組合 等 | 高齢者の医療の確保に関する法律による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの | 市町村長 | 高齢者の医療の確保に関する法律第百十条において準用する介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの |
| 八十四 厚生 労働大臣 | 昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの |
| | | 共済組合等 | 年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 八十五 都道府県知事等 | 昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第二項において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条第一号の障害を支給事由とする給付の支給を行うこととされている者 | 昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第二項において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条第一号の障害を支給事由とする給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの |
| 八十五の二 | 特定優良賃貸住宅の供給の | 都道府県知事 | 障害者関係情報であって主務 |

| | | | |
|---|---|--------------------------------------|--|
| <p>特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長</p> | <p>促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> | <p>市町村長</p> | <p>省令で定めるもの 地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの</p> |
| <p>八十六 厚生労働大臣</p> | <p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による一時金の支給又は保険料の納付に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> | <p>厚生労働大臣又は日本年金機構</p> | <p>国民年金法による年金である給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの</p> |
| <p>八十七 都道府県知事等</p> | <p>中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> | <p>医療保険者又は後期高齢者医療広域連合 厚生労働大臣</p> | <p>医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの 労働者災害補償関係情報、戦傷病者戦没者遺族等援護関係情報、失業等給付関係情報、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する情報、石綿健康被害救済給付等関係情報又は職業訓練受講給付金</p> |

| | | |
|--|---------|---|
| | | 関係情報であって主務省令で定めるもの |
| | 都道府県知事 | 災害救助法による救助若しくは扶助金の支給、児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給若しくは母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報、障害者自立支援給付関係情報又は難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの |
| | 都道府県知事等 | 生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの |
| | 市町村長 | 地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係 |

| | | |
|--|--------------------------------------|--|
| | | 情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの |
| | 社会福祉協議会 | 社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの |
| | 厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合 | 年金給付関係情報又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付若しくは特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの |
| | 文部科学大臣又は都道府県教育委員会 | 特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報であって主務省令で定めるもの |
| | 都道府県教育委員会又は市町村教育委員会 | 学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって主務省令で定めるもの |
| | 厚生労働大臣又は都道府県知事 | 特別児童扶養手当関係情報又は雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する情報で |

| | | | |
|-----------------------|--|---|---|
| | | | あつて主務省令で定めるもの |
| | | 地方公務員災害補償基金 | 地方公務員災害補償関係情報であつて主務省令で定めるもの |
| | | 厚生労働大臣又は都道府県知事等 | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金若しくは一時帰国旅費の支給に関する情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの |
| | | 都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長 | 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による手当等の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの |
| 八十八 厚生労働大臣 | 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの | 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十八条第一項ただし書に規定する他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者 | 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十八条第一項ただし書に規定する他の法令による医療に関する給付に関する情報であつて主務省令で定めるもの |
| 八十九 都道府県知事又は広島市長若しくは長 | 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による保健手当又は葬祭料の支給に関する事務であつて主務省令 | 市町村長 | 住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの |

| | | | |
|--|---|----------------------------------|--|
| 崎市長 | で定めるもの | | |
| 九十 都道府 県知事又は 広島市長若 しくは長崎 市長 | 原子爆弾被爆者に対する援 護に関する法律による介護 手当の支給に関する事務であ って主務省令で定めるもの | 都道府県知事等 | 生活保護関係情報であって主 務省令で定めるもの |
| | | 市町村長 | 介護保険給付等関係情報であ って主務省令で定めるもの |
| 九十一 厚生 労働大臣 | 平成八年法律第八十二号附 則第十六条第三項の規定に より厚生年金保険の実施者 たる政府が支給するものと された年金である給付の支 給に関する事務であって主 務省令で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報又は住民票関 係情報であって主務省令で定 めるもの |
| | | 共済組合等 | 年金給付関係情報であって主 務省令で定めるもの |
| 九十二 平成 八年法律第 八十二号附 則第三十二 条第二項に 規定する存 続組合又は 平成八年法 律第八十二 号附則第四 十八条第一 項に規定す る指定基金 | 平成八年法律第八十二号に よる年金である長期給付又 は年金である給付の支給に 関する事務であって主務省 令で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報又は住民票関 係情報であって主務省令で定 めるもの |
| | | 厚生労働大臣若し しくは日本年金機構 又は共済組合等 | 年金給付関係情報であって主 務省令で定めるもの |
| 九十三 市町 村長 | 介護保険法による保険給付 の支給又は地域支援事業の 実施に関する事務であって 主務省令で定めるもの | 医療保険者又は後 期高齢者医療広域 連合 | 医療保険給付関係情報であつ て主務省令で定めるもの |
| | | 介護保険法第二十 条に規定する他の | 介護保険法第二十条に規定す る他の法令による給付の支給 |

| | | | |
|-------------------------|--|---|--|
| | | 法令による給付の支給を行うこととされている者 | に関する情報であって主務省令で定めるもの |
| 九十四 市町村長 | 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの | 都道府県知事等 | 生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの |
| | | 市町村長 | 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの |
| | | 厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等 | 年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 九十五 厚生労働大臣又は共済組合等 | 介護保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの | 市町村長 | 介護保険法第三百三十六条第一項(同法第四百十条第三項において準用する場合を含む。)、第三百八十八条第一項又は第四百一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの |
| 九十六 都道府県知事 | 被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 市町村長 | 住民票関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 九十七 都道府県知事又は保健所を設置する市の長 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの |
| | | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であ | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であ |

| | | | |
|---|--|-------------------------------|--|
| | | の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者 | って主務省令で定めるもの |
| 九十八 確定給付企業年金法第二十九条第一項に規定する事業主等又は企業年金連合会 | 確定給付企業年金法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 厚生労働大臣又は日本年金機構 | 年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 九十九 確定拠出年金法第三条第三項第一号に規定する事業主 | 確定拠出年金法による企業型年金の給付又は脱退一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 厚生労働大臣又は日本年金機構 | 年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 百 国民年金基金連合会 | 確定拠出年金法による個人型年金の給付又は脱退一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 厚生労働大臣又は日本年金機構 | 年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの |
| | | 独立行政法人農業者年金基金 | 独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金の被保険者に関する情報であって主務省令で定めるもの |
| 百一 厚生労働大臣 | 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政 | 市町村長 | 地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの |
| | | 共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合 | 年金給付関係情報又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共 |

| | | | |
|------------------|---|--------------------------------------|---|
| | 府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | | 済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの |
| 百二 農林漁業団体職員共済組合 | 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付(同法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。)若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの |
| | | 厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等 | 年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 百三 独立行政法人農業者年金基金 | 独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成十三年法律第三十九号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成二年法律第二十一号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関 | 市町村長 | 地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの |
| | | 厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合 | 年金給付関係情報又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの |

| | | | |
|-----------------------|---|---------------------------------------|--|
| | する事務であって主務省令で定めるもの | | |
| 百四 独立行政法人日本スポーツ振興センター | 独立行政法人日本スポーツ振興センター法による災害共済給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 都道府県知事等 | 生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 百五 独立行政法人医薬品医療機器総合機構 | 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による副作用救済給付又は感染救済給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 市町村長 | 住民票関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 百六 独立行政法人日本学生支援機構 | 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者 | 医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの |
| | | 都道府県知事 | 障害者関係情報であって主務省令で定めるもの |
| | | 都道府県知事等 | 生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの |
| | | 市町村長 | 地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの |
| | | 国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者 | 国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの |
| | | 厚生労働大臣 | 失業等給付関係情報であって主務省令で定めるもの |

| | | | |
|-----------------|---|----------------|--|
| 百七 厚生労働大臣 | 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 全国健康保険協会 | 船員保険法による保険給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの |
| | | 厚生労働大臣 | 労働者災害補償関係情報又は戦傷病者戦没者遺族等援護法による年金である給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの |
| | | 市町村長 | 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの |
| | | 共済組合等 | 年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの |
| | | 地方公務員災害補償基金 | 地方公務員災害補償関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 百八 都道府県知事又は市町村長 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの | 市町村長 | 児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの |
| | | 都道府県知事 | 児童福祉法による障害児入所支援に関する情報又は障害者関係情報であって主務省令で定めるもの |
| | | 都道府県知事等 | 生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって主務省令で定めるもの |
| | | 厚生労働大臣又は日本年金機構 | 国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報であつ |

| | | | |
|-------------------------|---|--|--|
| | | | て主務省令で定めるもの |
| 百九 都道府 県知事又は 市町村長 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの |
| 百十 都道府 県知事又は 市町村長 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療費、療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者 | 国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの |
| 百十一 厚生 労働大臣 | 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律による保険給付又は給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 市町村長 | 住民票関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 百十二 厚生 労働大臣 | 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律による保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 市町村長 | 住民票関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 百十三 文部 | 高等学校等就学支援金の支 | 市町村長 | 地方税関係情報又は住民票関 |

| | | | |
|--|--|--|--|
| 科学大臣、都道府県知事 又は都道府県教育委員会 | 給に関する法律による就学 支援金の支給に関する事務 であって主務省令で定める もの | | 係情報であって主務省令で定 めるもの |
| | | 文部科学大臣、都 道府県知事又は都 道府県教育委員会 | 高等学校等就学支援金の支給 に関する法律による就学支援 金の支給に関する情報であっ て主務省令で定めるもの |
| 百十四 厚生 労働大臣 | 職業訓練の実施等による特 定求職者の就職の支援に関 する法律による職業訓練受 講給付金の支給に関する事 務であって主務省令で定め るもの | 市町村長 | 地方税関係情報又は住民票関 係情報であって主務省令で定 めるもの |
| | | 国民年金法その他 の法令による年金 である給付の支給 を行うこととされ ている者 | 国民年金法その他の法令によ る年金である給付の支給に関 する情報であって主務省令で 定めるもの |
| 百十五 平成 二十三年法 律第五十六 号附則第二 十三条第一 項第三号に 規定する存 続共済会 | 平成二十三年法律第五十六 号による年金である給付の 支給に関する事務であって 主務省令で定めるもの | 市町村長 | 地方税関係情報であって主務 省令で定めるもの |
| 百十六 市町 村長 | 子ども・子育て支援法によ る子どものための教育・保 育給付の支給又は地域子ど も・子育て支援事業の実施 に関する事務であって主務 省令で定めるもの | 市町村長 | 児童福祉法による障害児通所 支援に関する情報、地方税関 係情報、住民票関係情報又は 障害者自立支援給付関係情報 であって主務省令で定めるも の |
| | | 都道府県知事 | 児童福祉法による障害児入所 支援若しくは措置(同法第二 十七条第一項第三号の措置を |

| | | | |
|---|--|----------------|---|
| | | | いう。)に関する情報又は障害者関係情報であって主務省令で定めるもの |
| | | 都道府県知事等 | 生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって主務省令で定めるもの |
| | | 厚生労働大臣又は日本年金機構 | 国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの |
| | | 厚生労働大臣又は都道府県知事 | 特別児童扶養手当関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 百十七 平成二十五年法律第六十三号附則第三条第十号に規定する存続厚生年金基金 | 平成二十五年法律第六十三号附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年法律第六十三号第一条の規定による改正前の厚生年金保険法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 厚生労働大臣又は日本年金機構 | 年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 百十八 平成二十五年法律第六十三号附則第三条第十三号に規定する存続連合会又は企業年金連合会 | 平成二十五年法律第六十三号による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 厚生労働大臣又は日本年金機構 | 年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの |

| | | | |
|------------|---|---|---|
| 百十九 都道府県知事 | 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 都道府県知事等 | 生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって主務省令で定めるもの |
| | | 市町村長 | 地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの |
| | | 国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者 | 国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの |
| | | 難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者 | 難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの |